

お知らせ： カナダ、ブリティッシュコロンビア州で養子になった日本の児童の実方親族の皆さまへ

カナダ、ブリティッシュコロンビア州児童・家族開発省では、養子縁組後の交流のための情報開示登録を運用しています。これは、カナダ・ブリティッシュコロンビア州で養子となった親族との養子縁組後の連絡や情報共有の支援を可能にします。

この養子縁組後の交流のための情報開示登録は、カナダ、ブリティッシュコロンビア州で 19 歳未満の子どもの養子縁組が成立した後に、養親、実親、その他の実方の親族に対し、個人の身元を特定する情報または身元を特定しない情報を交換する選択肢を提供します。

交換する情報は、医療情報、手紙、カード、写真から、直接連絡を取るための氏名及び連絡先情報にまで及びます。

養子縁組後の交流のための情報開示登録は受動的な登録であり、当事者双方が登録することによって通知が送られ、連絡を取ることが可能になります。

登録資格のある人は次のとおりです。

- カナダ、ブリティッシュコロンビア州で養子縁組が審判された場合、19 歳未満の子どもの養親。
- 養子縁組以前又は以後において、養子の実方の親族。これには、19 歳未満のきょうだい（その保護者または後見人の許可が必要）、実親、祖父母、伯母・叔母、伯父・叔父、いとこが含まれます。

ブリティッシュコロンビア州養子縁組後の交流のための情報開示登録簿に登録するには、申請書に必要事項を記入し、申請者の戸籍謄本を同封して、申請書に記載されている住所まで郵送してください。

申請書が受理されたら、登録簿で一致情報を確認します。登録は受動的なもので、一致する情報があった場合のみ登録簿から関係者に連絡があります。

情報は、以下のいずれかが生じるまで登録簿に保存されます。

- 養子の 19 歳の誕生日
- 情報の一致
- 文書による申請取消し

一致する情報があれば、どの程度までの連絡を希望するか知らせるよう当事者双方に問い合わせがあります。連絡を取る程度が決まったら、社会福祉法人 日本国際社会事業団とブリティッシュコロンビア州児童・家族開発省のソーシャルワーカーが、両当事者に対し、交流のための情報開示に係る同意書の作成を支援します。

交流のための情報開示に係る同意書は、養子にとって何が最善となるかを軸としながら、関係者の皆さんの自発的な協力に基づいて作成します。